

平成31年度の研修計画について



平成31年度の人材育成研修計画について

平成31年度の変更点

サービス管理責任者等養成研修のカリキュラムの変更

平成30年度

○サービス管理責任者等 研修（法定）

- ・ 共通講義
- ・ 分野別研修
 - 1 介護
 - 2 地域生活（身体）
 - 3 地域生活（知的・精神）
 - 4 就労
 - 5 児童発達支援管理責任者

平成31年度

○基礎研修（法定）

- ・ 共通講義
- ・ 分野別の全分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童発達支援管理責任者）を統一した研修

○更新研修（法定）

- ・ 5年後毎に受講することとされた研修
- ・ H31の対象者はH30までにサービス管理責任者等研修を修了した方

○実践研修（法定）（H33年度から実施予定）

- ・ 基礎研修を修了後、2年以上の実務を経て受講

○専門コース別研修（任意）

- ・ 介護＋地域生活（身体）＋地域生活（知的・精神）
 - ・ 就労
 - ・ 児童発達支援管理責任者
- ※毎年受講することも可能

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

現行

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件



相談支援従事者初任者研修講を受講



サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講



サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

※1【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件



相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部(基礎部分)を
受講



※3【基礎研修】(新規)
サービス管理責任者等
基礎研修

OJT
**※2一部
業務可能**

**【実践研修】
(新規)**

サービス管
理責任者等
実践研修



サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

**【更新研修】
(新規)**

サービス管
理責任者等
更新研修

**※5年毎に
受講**



平成31年度からは、サービス管理責任者等
基礎研修に、相談支援従事者初任者研修の
基礎部分を含めて実施します。

【専門コース別研修】(新規)
「就労」、「介護、地域生活(身体・知的・精神)」、
「児童発達支援管理責任者」別に研修(任意研修)

現行	改定後
※1. 実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 <u>10年</u>	○直接支援業務 <u>8年</u> ※上記以外の実務要件は従前どおりとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の <u>実務要件の共通化は行わない。</u>
○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可能。基礎研修修了後 <u>2年の実務を経て</u> 実践研修を受講 【基礎研修受講時の実務経験】（現行→改定後） ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
※2. 配置時の取扱いの緩和	
○研修修了後にサービス管理責任者として配置可能	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を、 <u>2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。</u>
※3. 研修分野統合による緩和	
○各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○研修を修了した分野のみ従事可能	○サービス管理責任者の <u>全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施</u> ○他分野に従事する際の <u>再受講は必要なし</u> ※平成30年度までの既修了者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しに伴う経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)
受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務

※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

平成31年度の研修日程について



相談支援専門員研修

研 修 名	募集開始	開催月
相談支援従事者 初任者研修	4月 月上旬	6月
		7月
相談支援従事者 現任研修	5月 月上旬	7月～ 9月

※平成31年度の募集は、相談支援従事者初任者研修、
現任研修ともに1回のみとなりますのでご注意ください。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

研 修 名	募集開始	開催月
サービス管理責任者等 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修の 基礎部分を含む)	講義 (3日間)	10月
	演習 (2日間)	5月下旬 10月～ 12月
サービス管理責任者等 更新研修	演習 (2日間)	10月上旬 1月～ 2月
サービス管理責任者等 専門コース別研修	就労 (1日間)	4月下旬 7月
	介護・地域生活 (1日間)	9月上旬 12月
	児童 (3日間)	10月上旬 1月

※基礎研修の講義に、**相談支援従事者初任者研修の基礎部分を併せて行います**。相談支援従事者初任者研修を受講せずとも、サービス管理責任者等になれるよう研修内容を見直しました。

居宅介護職員初任者研修等

研 修 名		募集開始	開催月
重度訪問介護従業者 養成研修		5月中旬	7月～ 8月
強度行動障がい支援者 養成研修（基礎研修）	① 講義・演習 （2日間）	6月上旬	8月～ 9月
	② 講義・演習 （2日間）		9月
	③ 講義・演習 （2日間）		10月
強度行動障がい支援者 養成研修（実践研修）		8月下旬	12月

※同行援護従業者養成研修は、指定研修事業者が実施します。

研修計画のホームページのご案内

The screenshot shows a web browser window displaying the Gifu Prefecture website. The address bar shows the URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha>. The page header includes the Gifu Prefecture logo and navigation menu. The main content area features a breadcrumb trail: [トップ](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > [障害者総合支援法_研修](#). Below this, there is a large blue banner with the text: **障害者総合支援法研修（平成30年度）**. Underneath the banner, there is a blue box with the text: **平成30年度研修計画（研修計画一覧へはここをクリックしてください）**. The page is organized into sections with green headers: **■ 相談支援専門員** and **■ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者**. Each section contains a list of training courses with their respective details and update status.

Google カスタム検索

[トップ](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > [障害者総合支援法_研修](#)

障害者総合支援法研修（平成30年度）

平成30年度研修計画（研修計画一覧へはここをクリックしてください）

■ 相談支援専門員

- [相談支援従事者初任者研修](#)【平成30年度の募集要項を掲載しています。】【更新】*今年度の受け付けは終了しました。
- [相談支援従事者現任研修](#)【平成30年度の募集要項を掲載しています。】【更新】*今年度の受け付けは終了しました。

■ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

- [サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修](#)【平成30年度の募集要項を掲載しています。】【更新】今年度の受け付けは終了しました。

*研修計画URLはこちらです（4月以降、随時掲載予定です）

https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_20940.html